

「G8司法・内務大臣会議等における 国際的な枠組みを活用した治安対策の推進」 に関する総合評価書の要旨

〈2008年(平成20年)G8司法・内務大臣会議における成果物〉

総括宣言

国際テロ対策、ID犯罪、薬物犯罪対策、国際組織犯罪に対抗するユニバーサル・ネットワークの構築、キャパシティ・ビルディング支援、児童の性的搾取との闘い

キャパシティ・ビルディング支援に関するG8司法・内務閣僚宣言

評価の対象	「G8司法・内務大臣会議等における国際的な枠組みを活用した治安対策の推進」に基づき、実施される施策
評価の期間	平成20年6月14日から平成21年10月31日までの間
評価の視点	各施策が効果的に実施されているかという観点を中心に評価を行い、問題等のある施策があれば、その原因を明らかにし、今後の国際的な枠組みを活用した国内治安対策の在り方を示す。

総合評価書の概要は次のとおり。

第1 国際テロ対策 (7頁～、40頁)

【取組みの内容】

過激化した者等によるテロの防止等のための情報収集・分析態勢の強化
関係機関との連携の強化

【取組みの結果等】

情報収集・分析を担当する職員の増員、ASEANAPOLの枠組みを活用したテロ関連活動監視プロジェクトの実現に向けた取組み等により、情報収集・分析態勢が一定程度強化された。
警察庁ハイレベル及び実務担当者による緊密な情報交換等により、外国治安機関と緊密に連携した。
薬品取扱い業者、旅館業者、入管・税関等国内関連機関との連携の強化により、被疑者の検挙に至る事案もみられた。

【政策への反映の方向性】

国際テロ等の未然防止のため、引き続き、情報収集・分析機能の強化及び国内外の関係機関との情報交換等の連携の強化に努めていく必要がある。

第2 ID関連犯罪対策（10頁～、40頁～）

【取組みの内容】

偽変造等した本人確認書類等の行使に係る犯罪の取締りの推進

【取組みの結果等】

口座詐欺及び携帯電話端末詐欺において、検挙件数及び検挙人員の増加がみられた。
携帯電話契約時に、偽変造の疑いがある運転免許証が提示された場合における事業者から警察への情報提供体制を構築し、捜査に活用された。

【政策への反映の方向性】

暴力団が関与する場合等、組織的に敢行される悪質な事案が依然として見られることから、引き続き、検挙を徹底していく必要がある。

第3 薬物犯罪対策（14頁～、41頁～）

【取組みの内容】

科学的手法の活用
国際連携の強化

【取組みの結果等】

薬物分析結果に関するデータベースの登録件数が増加し、充実した。
警察庁が主催する国際会議への参加が増加し、国際的な協力体制が構築された。
JICAの枠組みにおいて、タイ等に薬物捜査の技術を移転するプロジェクトを行い、捜査技術が移転された。

【政策への反映の方向性】

覚せい剤密輸事犯が増加し、密輸ルートが多様化していることから、引き続き、薬物分析結果のデータベースを充実させ、覚せい剤を中心とする薬物密輸・密売ルートの解明・遮断を図る必要がある。
我が国に流通する違法薬物の多くが海外からの密輸入であることから、引き続き、国際的な協力関係の構築や、薬物供給国への捜査技術の移転によって我が国への薬物の流入を防止する必要がある。

第4 国際組織犯罪に対抗するユニバーサル・ネットワークの構築（18頁～、42頁～）

【取組みの内容】

- 1 ICPO(国際刑事警察機構)データベースの整備に関する協力とその活用の推進
- 2 警察と入国管理局等との連携の強化
- 3 捜査機関の活動に対する電気通信事業者等の適切な対応を確保するための枠組みの検討
- 4 「ホットライン」の活用による違法情報、有害情報対策等の推進
- 5 サイバー犯罪の取締りとその抑止

【取組みの結果等】

- 1 ICPOデータベースにおけるデータの蓄積
 - 2 入国管理局等との連携による不法残留者の減少
 - 3 電気通信事業者等との協議による捜査環境の改善
 - 4 インターネット・ホットラインセンターを通じた違法・有害情報への対応
 - 5 サイバー犯罪に対する取締りの推進
- などそれぞれ官民、国内国外、法執行機関やその他の機関といった異組織間の多様な連携関係のネットワーク(ユニバーサル・ネットワーク)が構築・強化された。

【政策への反映の方向性】

実効ある国際組織犯罪対策を推進するため、引き続き、構築したネットワークにおける連携の強化に努めていく必要がある。

第5 キャパシティ・ビルディング支援（30頁～、45頁～）

【取組みの内容】

インドネシア、フィリピンに対する支援
その他の国(地域)に対する支援

【取組みの結果等】

インドネシア、フィリピンに対しては、20年9月にはフィリピン国家警察長官アドバイザー兼プログラムマネージャーを新規に派遣するなど専門家の派遣人数が増加するとともに、その国の風土等に応じた支援を個別具体的に行うべく相手国の意見・要望等を踏まえて内容を充実・強化した。

その他の国(地域)に対しては、専門家の派遣を通じ、我が国の治安に影響を及ぼす可能性の高いアジア諸国を中心に戦略的な国際協力を推進した。また、特定の国の警察職員を我が国に受け入れて行う研修の受入れ件数及び受入れ人数が増加し、内容も関係機関の要望を取り入れたものとなった。

【政策への反映の方向性】

インドネシア、フィリピンの犯罪対策能力の向上を通じて我が国の治安を確保する観点から、引き続き各種支援に努めるとともに、評価に当たっては、各種支援が両国の能力向上にどの程度寄与したかをより客観的に把握する方法の開発に努める必要がある。また、専門家の派遣に当たっては、現地での支援活動と我が国での研修との相乗効果を高めていく必要がある。

第6 児童の性的搾取との闘い（36頁～、45頁～）

【取組みの内容】

児童の性的搾取事犯に対する取締りの推進
出会い系サイトに関係する児童被害の防止

【取組みの結果等】

児童買春・児童ポルノ事犯について、国外犯事案の検挙など取締りに効果が見えるとともに、ICPO国際児童ポルノデータベースの構築や東南アジア諸国との会議によって国際的な連携が構築・強化された。

出会い系サイトに関係する児童被害については、被害者数が減少するという効果が認められた。

【政策への反映の方向性】

依然として児童ポルノ事犯が後を絶たない現状があることから、引き続き、検挙活動を推進するとともに、「児童ポルノの根絶に向けた重点プログラム」(平成21年6月策定)に基づき、被害児童の発見・保護を一層推進する必要がある。

出会い系サイトに関係する児童の犯罪被害数減少に向け、引き続き、同法や同施行規則に基づいた処分を徹底するとともに、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画」(21年6月策定)に沿って、児童の被害防止に重点を置いた対策を推進していく必要がある。

第7 総括（47頁）

【施策全体の評価】

2008年(平成20年)G8司法・内務大臣会議終了から、いまだ1年半余しか経っていないものの、国内治安対策に成果が現れている。

【今後の施策の方向性】

G8司法・内務大臣会議での決定事項は、国内治安対策の推進に際し、大きな推進力として活用されてきており、今後は、これらの成果をより一層活用し、国内治安対策を推進していく。

我が国の警察が、国際社会における我が国の立場に即した貢献を成すために、相応の主体的な取り組みを継続していく。